「横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　「横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・目的等
(2) プロポーザルの手続き
(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
(4) 評価委員会及び評価に関する事項
(5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1) 業務実績
(2) 当該業務に関する具体的な提案
(3) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　本業務に生かすことのできる過去の実績があるか
(2)　都市の将来予測について、有効な予測手法が提案されているか
(3)　本市の置かれた現状を的確に把握しているか
(4)　今後取組の重要性が増すと考えられる課題について、論理的な説明となっているか
(5)　対応の方向性について、論理的な提案となっているか
(6)　男女共同参画に関する取組を進めているか

２　プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行わないものとする。
３　提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価
(2) 評価の集計及び報告

２　委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委 員 長　政策局総務課長
副委員長　政策局共創推進課長
委　　員　文化観光局企画課長、経済局経済企画課長、こども青少年局企画調整課長、健康福祉局企画課長、建築局企画課長、都市整備局企画課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開くことができない。
５　委員長は、評価結果を政策局第２入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものと

する。

（評価結果の審査）

第６条　選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附　則

この要領は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。